

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 30 日現在

機関番号： 37123
 研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間： 2009～2011
 課題番号： 21592738
 研究課題名（和文） 日本における法看護学導入のための基礎的研究
 研究課題名（英文） Fundamental Research into Introducing Forensic Nursing to Japan
 研究代表者
 柳井 圭子（YANAI KEIKO）
 日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・教授
 研究者番号： 60412764

研究成果の概要（和文）：本研究では、法看護学の発展および各々の活動の場や資格・権限等について文献レビュー（裁判例も含め）を行い、看護業務法や性犯罪防止法等を基に法看護学の定義や役割を検討するとともに、臨床看護師を対象に質問紙調査を行った。その結果、日本においても法看護学の導入が必要であり、法看護学の役割の明確化、教育、活動を支援する法制度のあり方を検討しなければならないことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined a literary review (including case of law) about the development of forensic nursing and each field of activity, qualifications/authority, and identified a definition and roles of forensic nursing based on the law related to nursing and the positioning of the nursing in the sexual crime prevention act. In addition, we investigated for clinical nurses. As a result, I clarified that introduction of the forensic nursing being necessary in Japan and to examine the way of the legal system to support the clarification of the role of the forensic nursing, education, practice.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・基礎看護学

キーワード：看護管理学・法看護学

1. 研究開始当初の背景

身体精神に対し害を及ぼす不当な力や行為である暴力は、個人的な問題だけでなく社会の安全と秩序を乱す地域・国家的な問題である。そのため暴力防止対策として、人権教育や暴力をふるう者への制裁や処罰、さらには暴力被害者の救済・保護など暴力の形態や

被害対象によって、様々な暴力防止対策が講じられている。しかし、いまだ暴力事件は後を絶たず発生しており、生命を奪う犯罪事件にまで発展することも少なくない。公共の安全秩序を維持するため暴力をなくすこと、これは警察や司法関係者に課せられた役割である。もっとも司法当局が活動するには、被

害者や発見者による暴力被害の届け出がなければならぬ。そこで暴力を受けた者に生じた健康被害の手当てや健康診査を行う医療専門職の役割が注目される。児童虐待の防止などに関する法律（第5条）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律（第5条第1項）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（第6条第2項）など、看護職者は対象の健康状態から暴力被害が生じていることを知りうる立場にいる犯罪防止対策の一員として位置づけられている。また暴力を引き起こす・引き起こした者も、その原因・要因に健康問題（たとえば、薬物・アルコール乱用、精神障害など）が潜んでいることがあり、それら問題が特定されることによって深刻な事件に発展する前に加害行為の危険性を査定し治療処置を施すことによって被害発生を食い止められるかもしれない。このように暴力という社会的病理に医療専門職が取り組むことで医療専門職に課せられた国民の健康を守る責務に応えることができるかもしれない。医療専門職の中でも対象に身近に接するのが看護職者である。もっとも、このような役割を果たすには、暴力に起因する外傷であると判断するアセスメント能力が必要であるが、そのような通常の看護教育や訓練ではそのような技倆を習得する場はない。そのため、暴力防止に期待される役割を果たそうとしても、もし誤って報告を行う場合には名誉毀損あるいは守秘義務違反に問われるかもしれない、逆に問題に気づいていながら何も行わなかったとしても倫理的・道義的な責任追及をうけるかもしれない。多くの看護職者が、遭遇した対象に暴力被害があるのではと気づいていながらもそれを確認する手立てを持ちえていないこと、また暴力に関するアセスメント結果を下すことは看護の役割を逸脱しているのではないかという不安をもっている。そこで、法が看護職者に期待する役割を果たすためには、看護職者が暴力被害を的確にアセスメントする知識と技術そしてアセスメント結果を適切に処理するための法的知識、これらを取得することであり、それらを教授するのが法看護学（Forensic Nursing）である。しかし、日本の看護職者の大半は、法看護学の存在自体認知していない。ただ、触法精神障害者の看護として司法精神看護学や民間機関による性犯罪被害者支援として性暴力被害者支援看護師（SANE）の養成など日本においても法看護学の一部は始まっている。また大学院で教育研究を始めているところもあり、今後日本においても暴力・犯罪防止のリスクマネジメントおよび加害者の健康回復の支援、さらに暴力・犯罪被害者の健康支援を行う法看護学が発展する可能性は十分ある。

2. 研究の目的

日本において法看護学を導入・発展を促すためには、法医学や臨床医学ではない看護独自の学問として位置づける必要がある。研究では、「法看護学」の内容とその実践業況を正しく理解すると同時に、アメリカでの医師と看護師との権限および業務責任を日本におけるそれと比較検討しながら、日本における法看護学・法看護師の導入・発展の可能性を見出したい。これをアメリカモデルとして分析し、日本においても法看護学の導入が可能であること、また法看護師による実践により社会的問題に対応し看護職として犯罪に関する社会問題の解決に向けて看護職者が提言できるものとする。

そこで、本研究目的を以下3つとする。

(1) 法看護学の概念およびその目的を明らかにし、日本において法看護学を導入する意義を示す。

(2) 法看護学の実践活動の場およびその役割・活動内容を検討し、法看護学独自に課せられるものを見だし、その活動を保障する法制度および支援体制を明らかにする。

(3) 日本において法看護学を導入する必要性について、臨床看護師が法看護学を受け入れ可能であることを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 看護関係者だけでなく広く社会一般に法看護学確立の必要性を理解してもらうためには、法看護学を理論的・実証的な研究成果として、すでに公表されている法看護学の専門書はもちろん、法看護師の状況報告書や法看護学・法看護師に関する研究成果に関する包括的な文献レビューを行う。

①法看護学専門家編集による法看護学書籍を精読し、法看護学を概念・定義、また理論的分析を行うと共に、Pub Medを用い、2010年3月までに発表された文献の内、「Forensic Nursing」のキーワードで検索（言語は英語）を行い、954編を対象とし、「法看護学」の概念規定また倫理・教育など総論的なものと、実証的な研究成果として法看護師の実践報告や研究に関するものを経年的に分け、後者は、法看護師の活動領域およびその領域内の分野別に考察する。

②法看護師の活動を支える法制度として連邦の犯罪防止に関連する法および法看護学が発展したテキサス州の看護業務法より法的根拠、また法看護師の活動に関する裁判事例の判決文を第一次資料として、認定機関や運動団体等は、法看護師の実践状況や実践に関する勧告から教育機関のパンフレット等を補助資料として法看護師の活動を保障する法制度体制を考察する。

(2) 臨床看護師の法看護学導入に関する意識調査として、北部九州内2県の研究協力が

得られた9施設の臨床看護師および病棟管理者632名を調査対象とし、国際法看護協会（IAFN）が示す対人関係暴力の場面に限定し調査を行った。回収は留置法。基本属性、法看護に関する内容として、法看護学の認知度、法看護学の対象との遭遇・看護経験の有無、法看護学の導入の必要性、導入を妨げる要因などについて自由記述を含む28項目、調査期間は、平成22年4月から平成22年10月で、分析は単純集計、記述統計量を算出した。法看護学の対象との遭遇と法看護学の認知の関連要因については χ^2 検定による統計的検定を行った。統計有効水準は $p < 0.05$ とした。

4. 研究成果

(1) 法看護学の発展過程と特色

研究に関して検索結果として、1960年代から2010年まで論文数が954件有り、アメリカ看護協会（American Nurses Association）が法看護学を看護学の専門領域と認めた。1993年以降その数は激増し、全体の1/3は2006年～2010年に発表されたものであった。954件中、総論にあたるものは153件であり、当然ながら「法看護学」が認知された80年代後半から発表論文が増加している。法看護学の総論に関する内容のうち、1990年以降、法看護学としての実務の役割や教育、倫理に関するものが年間10件前後発表されるに至っている。以下、法看護学の特色である。

①暴力・犯罪防止の取り組みにおいて、看護者に期待された役割は被害者の健康管理である。これは、暴力や虐待を行う者、また触法精神障害者の看護として発展してきた司法精神看護学を被害者の管理に広げるものであり、司法精神看護をモデルに被害者ケアのあり方を見だしていくアプローチがなされている。司法精神看護師は、教育者、カウンセラー、アドボケイターという役割に、専門的な司法精神医学の知見で犯罪を予防するためのリスク・アセスメント能力を有する者であり、慢性期・回復期にある被害者の健康管理も司法精神看護の一分野として発展することが期待される。

②事件発生をアセスメントすることで、急性期にある被害者のカウンセラー、アドボケイターを行う役割もある。ここでは、証拠採取・適切な保存という役割が期待される。事件の当事者が患者として医療機関にアクセスした際、最初に診る専門家の一人である看護師である。また臨床の場において暴力被害を拡大させない、犯罪を防止するという看護の役割があることを知らしめるものである。虐待、暴力、犯罪行為そして衝撃的な事故の被害者および加害者の精神的な外傷および/ないしは死に関する科学的な調査と治療の過程で、生理的—心理的—社会的に統合する

登録看護師のヘルスケア教育に法科学的側面を適用させる」ことと定義づける。看護の対象は「人」であり生存者だけではなく死者も含んでおり、個人の尊厳を守る看護の役割は、死者であってもかわりなくその者の尊厳を守りながら健康状態をアセスメントし、擁護することが看護である。国民の健康および安全に寄与する犯罪の臨床捜査と裁判過程において大きな役割を担う法看護師は、「看護における法スペシャリストであり、司法科学や刑事裁判における看護スペシャリストではない。法看護師の主要な位置づけは、何よりもまず看護を行うことである」。

③法看護師の活動場所は、臨床だけでなく地域や司法・政府機関に拡大されている。具体的には、対人暴力の被害者や加害者（子どもの虐待、親密者による虐待や暴行、レイプ、暴力団による暴力、暴力に関する政府の方針や法律など）、人的惨事にあつた被害者、加害者（自動車事故、テロ行為）、自然死によるトラウマ、集団避難にあつた被害者（地震、天災）などが対象となる。

(2) 法看護師の法的根拠と法的責任

①テキサス州看護実務法は、テキサス州業務準則（Texas Occupations Code）第Ⅲ部保健専門職者の一つに定められている（第301章）。本法で看護は、「専門看護（Professional nursing）」と「職業看護（Vocational nursing）」（同法第2条2項4号）である。「承認された専門看護の教育機関を修了し、生物学的、身体的、社会科学的な諸原則の知識を用いて相当な専門的な判断と技術、適切な行動が求められる行為をなす」専門看護師は、看護過程を展開し対象のケア、相談、保健指導にあたり、健康の保持増進と疾病予防など行うことが認められているが、「医学診断確定、治療的な処方箋の交付、矯正措置」は禁止されており、ここが看護業務の限界となる（同法2条2項）。救急治療部看護師が被害者の証拠となりうるものを採取するには、法医学的証拠収集のための教育を受けなければならないことが法律で定められている（同法306条c項）。しかしそのことで看護師が、暴力被害を受けたと確定する医学診断を下すことはできない。すなわち、証拠採取や保全業務は看護の業務として承認されるには、教育を受けた証明書を必要とする。証拠採取や保全といった業務は、専門的な知識と技量を必要とするが、通常の臨床の場で看護師であれば習得し実践可能なものである。

②Hussen事件では、SANEの専門家として証言を求められるという評価とその証言内容の信憑性が認められたわけではないことが示された。そのため、その後も同様の訴えが裁判所に提起されることになった。当該裁判官は、SANEの外傷所見に関する専門的知見と技量を認めながらも、SANEの被害者の合意は

なかったというアセスメントは科学的根拠が不明確であり採用しないとした。専門的な能力を認めながら、その判断を科学的根拠がないとする裁判所の結論は矛盾があるため、その後も SANE の証言による判決の不当を訴える事件が提起される。SANE の証言が適正手続きに則っているかについて、初めて州の最高裁で争われたのが Velazquez 事件である。有罪判決を受けたベラスケスは、SANE による外傷の原因に関する証言は誤っていること、またこれを証言できるのは医師だけであると主張した。これに対し裁判所は、当該 SANE の資格と経験を考慮し性的暴行事件において被害者の診断を行う専門家であり、裁判所で専門家の証言を求める目的は事実を見いだすことであり、十分な知識と技術に加えて経験を有する専門家が証言をするのであれば医師に限定されないと認めた。そこで、次なる課題である。SANE が当該傷のアセスメントについて証言することについて裁判所は、SANE が自身のアセスメントを述べることは証言として必要であるが、犯罪事実があったか否かを判断するのは裁判所であることが示された点で先の判決とは一線を画すものである。

(3) 調査結果と考察

臨床看護師 581 名中、93 名 (16%) の看護師が法看護学を知っていると答えている。知らないと答えた看護師も臨床の場で法看護学の対象に遭遇した経験をもっていることが明らかとなった。法看護学を認知している看護師の 93 名を除き、法看護学を知らなかった看護師も大半が法看護学という看護の役割があると答え、役割に応じていく心構えもあり、日本において法看護学導入の是非を論ずるのではなく、教育の機会を設けることが重要である。アメリカでは、教育の場がいくつか準備されている。看護基礎教育、卒後・継続教育、あるいは課程プログラムで実施しており、高度実践看護師として専門法看護師の養成として大学院でも教育の場がある。本調査では、法看護学を看護基礎教育で行うべきと答える者が多いのは、日々の臨床の場において遭遇する被害者への対応の難しさがあり、看護師として備える教育内容であると感じている。法看護学は、被害者本人の健康回復だけでなく、リスク・アセスメントによって加害者となりえる者の犯罪防止にも繋がる。法看護学の役割を看護師が果たすことについて、「応えたいが、知識や技術に自信がない」や「応えたいが、責任が大きくなることに不安」などの思いのある者が半数以上であったが、これは、教育の機会があれば解決できる課題でもあろう。看護専門職に暴力や虐待アセスメントに関する専門的

視点がないために、犯罪の可能性について疑いを持って、他のスタッフを説得できる根拠や確信がもてず、結果として問題を見落とすことが危惧される。調査結果では、臨床看護師が自身に正しい知識や技術がないために自信が持てないというのも当然であろう。専門的な教育を修了してこそ、情報収集、アセスメント、トラウマ反応および傷の処置、陳述書の作成、証拠収集および保存管理、事後のトラウマ評価など当該事案を起訴する際に必要な証拠をそろえる Expert になりえる。もともと日本の法制度においては、法看護師が積極的に証拠採取や司法関係者の役割を協働で行うことが、どの程度可能であるかを検討し、必要であれば法改正も求めることも必要になる。日本においても、配偶者や恋人の暴力、薬物・毒物依存、子どもや高齢者の虐待などの問題への対応を目的とした社会のニーズや臨床看護師の教育ニーズに応えるべく、法看護学教育の実態を考察しながら、現状に則した教育システムの構築が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 7 件)

①柳井圭子、アメリカにおける法看護学の発展過程—法看護師による証言の司法的判断、西日本行政法研究会、平成 22 年 3 月 13 日、産業医科大学 (北九州市)

②柳井圭子、恒松佳代子、日本における法看護学導入のための基盤研究 (1)、日本看護管理学会 第 14 回看護管理学会年次大会、2010 年 8 月 21 日、パシフィコ横浜 (神奈川県)

③柳井圭子、医療者の安全配慮義務に関する一考察—受刑者の自殺に対し医療者に求められる責任について、九州医学哲学倫理学会第 1 回年次大会、2010 年 7 月 17 日、福岡歯科大学 (福岡県)

④柳井圭子、医療情報の取り扱いに関するイギリスの終末期医療の転換、イギリス行政判例研究会、2011 年 3 月 13 日、福岡ガーデンパレス (福岡県)

⑤柳井圭子、児玉裕美、恒松佳代子、日本における法看護学導入のための基礎的研究 (1)、法看護師の責任所在に関する議論状況と法制度、第 15 回日本看護管理学会、2011 年 8 月 27 日、京王プラザ (東京都)

⑥児玉裕美、恒松佳代子、柳井圭子、日本における法看護学導入のための基礎的研究 (2) 臨床看護師の法看護学教育に関して、第 15 回日本看護管理学会、2011 年 8 月 27 日、京王プラザ (東京都)

⑦恒松佳代子、柳井圭子、児玉裕美、法看護

学に関する文献研究－矯正施設における看護の役割－に関して、第 15 回日本看護管理学会、2011 年 8 月 27 日、京王プラザ（東京都）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柳井 圭子 (YANAI KEIKO)

日本赤十字九州国際看護大学・看護学部・教授

研究者番号：6 0 4 1 2 7 6 4

(2) 研究分担者

恒松 佳代子 (TUNEMATU KAYOKO)

熊本保健科学大学・保健科学部・講師

研究者番号：2 0 3 0 0 4 8 6

(H21→H22)

児玉 裕美 (KODAMA HIROMI)

産業医科大学・産業保健学部・助教

研究者番号：8 0 5 8 4 5 1 5

(H22→H23)